

広報 あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



図書館入口で消毒をする『あみっぺ』

2020 8
No.713

令和 2 年
7 月 17 日発行



主な内容

紹介します! 令和 2 年度区長紹介……………	2
特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用状況…	4
『避難行動要支援者登録制度』登録のお願い…	7
手続きをお忘れなく児童扶養手当制度…	10
こんなときには申請を『国保の給付』……	14

町図書館での新型コロナウイルス対策

町図書館では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、下記対策を実施しています。

- ▼来館時マスク着用▼手洗い・手指消毒の徹底
- ▼1～2メートルの間隔を空けて並ぶ▼体調が優れない場合の来館自粛▼少人数での来館
- ▼30分以内の滞在

利用者の皆さまのご協力をお願いします。

紹介します！ 令和2年度の 区長さん

阿見中 地区 23 行政区



行政区・氏名(敬称略)



阿見台
藤山 英夫



中郷西
木村 正明



中央西
酒井 一彦



中央東
小澤 敦美



西方
湯原 薫



宿
湯原 昇



北
湯原 直人



西郷
宮本 昌昭



一区南
木村 茂



三区下
湯原 照夫



三区上
柴崎 謙一



鈴木
佐藤 喜一



中央北
糸賀 忠



中央南
豊島 繁



中吉原
中山 満芳



上吉原
佐藤 正一



大砂
左右田 勇



富士団地
山口 道子



上郷
大久保 正幸



一区北
小林 信一



二区北
南雲 明夫



住吉
益子 功

朝日中 地区 15 行政区



福田
木村 袈裟生



新山
齊藤 久芳



下吉原
青山 正夫



シンワ
木内 将之



本郷
須藤 活久



下本郷
猪狩 洋一



上本郷
宮本 誠



一区
鈴木 晟



二区南
佐々木 茂文

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 上長 伊坂 浩	 下小池 宮本 美春	 上小池 松島 隆男	 寺子 小林 正明	 実穀 野口 賢	 中根 下山 昇	
 青宿 長南 秀則	 立ノ越 君山 信太郎	 中郷東 長南 幸雄	 岡崎 佐藤 文夫	竹来中 地区 28 行政区 ←		 筑見 田口 敏見
 曙東 尾崎 勝男	 白鷺団地 出口 豊	 大室 大崎 辰生	 霞台 森下 茂生	 廻戸 吉澤 良知	 新町 橋本 久	
 塙 中山 正男	 石川 渡邊 克巳	 大形 渡辺 房夫	 君島 瀬尾 房雄	 레이크サイドタウン 村木 貞之	 曙南 村野 定雄	
 下島津 三浦 毅芳	 上島津 倉田 雅美	 飯倉二区 佐藤 勲	 飯倉 石引 藤男	 上条 高木 一男	 追原 小松澤 雅樹	
 南平台三丁目 秋本 昭夫	 南平台二丁目 武藤 次男	 南平台一丁目 西村 昌弘	 竹来 吉田 治	 掛馬 平山 正男	 南島津 大久保 正志	

特定防衛施設周辺整備調整交付金 の活用状況

政策企画課 ☎888-1111 (737)

町では、『特定防衛施設周辺整備調整交付金』を町民の生活の利便性向上など、さまざまな事業に活用しています。

特定防衛施設周辺整備調整交付金とは

防衛施設の設置または運用によって生じる影響を軽減するために、特定防衛施設関連市町村が行う町民の生活の利便性向上などの事業に対して交付される交付金のことです。

この交付金は、関係住民の生活の安定と福祉の向上のために役立てられることを目的とし、『防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律』に定められています。

町は特定防衛施設関連市町村として指定されており、これまでも学校給食センター外構工事や不法投棄監視カメラ等設置などに交付金を活用し、町民の皆さまの生活環境の改善や福祉の向上が図られるよう事業を実施しています。

今後も地域の生活環境の改善が図られるよう本交付金を活用していきます。

令和元年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金活用事業

令和元年度は、下記の事業について交付金を活用しました。

●医療福祉費助成（基金）

交付金:16,000,000 円

- ▼小児の健康の保持増進と子育て世帯の生活の安定を図るために、小児医療費の一部に交付金を活用しています



●予防接種助成（基金）

交付金:22,357,000 円

- ▼疾病の予防およびまん延の防止に取り組み、町民の健康増進を図るために、予防接種に要する費用の一部に交付金を活用しています

●予科練平和記念館維持運営（基金）

交付金:11,000,000 円

- ▼地域の教育および文化の向上に寄与する予科練平和記念館について、安定的かつ継続的な維持管理および運営を図るために交付金を活用しています



▲予科練平和記念館

飲酒運転根絶のまち宣言

生活環境課 ☎888-1111 (254)

町では飲酒運転根絶に向けた取組みとして、「阿見町職員飲酒運転根絶のための行動指針」を作成し、職員等より宣言書を徴取し、公用車運転前のアルコールチェックを義務付けました。

さらに、町民や関係団体、企業等へ飲酒運転根絶署名活動を実施し、約1万5千人の署名が寄せられました。

平成31年2月には、牛久警察署と「飲酒運転の根絶に関する覚書」を取り交わし、警察との連携強化を図っています。さらなる飲酒運転根絶に向け、令和元年6月の第2回町議会定例会へ「飲酒運転根絶のまち宣言」を議案上程し、可決されました。

飲酒運転は運転者本人、車やお酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果につながります。皆さん一人ひとりが「飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、運転する人には飲ませない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

宣 言 文

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

飲酒運転による交通事故は、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況であり、茨城県内では飲酒運転による交通死亡事故が全国ワースト上位と極めて不名誉な状況となっている。

飲酒運転は、決して許されない極めて危険かつ悪質な犯罪である。何の落ち度もない他人の命を脅かす飲酒運転の代償は非常に大きく、被害者、加害者はもとより、家族や勤務先等多くの人達が巻き添えになるなど幸せな家庭を一瞬で崩壊させてしまうものである。

飲酒運転根絶のためには、町民一人ひとりが、家庭や職場、地域等において、飲酒運転三ない運動「飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、運転する人には飲ませない」を徹底するとともに、飲酒運転の取り締まり、交通安全の普及・啓発等の施策を強化し推進していく必要がある。

よって、町はここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、牛久警察署をはじめ、関係機関・団体との連携を強化し、町と町民が一丸となって飲酒運転根絶に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言する。

令和元年6月18日

阿見町



飲酒運転根絶の町 阿見町

環境保全・環境美化につとめましょう

下記の補助金は、生活環境課（平日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、土・日・祝日・年末年始を除く）にて申請の受付をしています

生活環境課 ☎888-1111 (252)

生ごみ処理容器（コンポスト）の購入補助制度

町では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促し、収集ごみの減量化と資源循環型社会の形成を推進することを目的とした『生ごみ処理容器の購入補助制度』を予算の範囲内で行っています。

- ▼対象者：次のすべての要件を満たす人
- ▼町内に住所を有する人
 - ▼堆肥化したものを自家処理できる人
 - ▼町税を滞納していない人

▼補助額：100 円未満は切捨て

種 別	補助率 (1 基あたり)	補助上限額	上限基数 (1 世帯あたり)	備 考
生ごみ処理容器 (コンポスト・EM ぼかし容器)	3 分の 2	3,000 円	2 基まで	5 年経過したら買替の 補助申請ができます。
電気式生ごみ処理機	3 分の 1	20,000 円	1 基まで	

▼申請方法：必要書類①～⑥を持参して生活環境課に申請する

▼必要書類：①補助金交付申請書（生活環境課の窓口で記載できます）②領収書③土地所有者の承諾書（設置者が借地の場合）④保証書のコピー（電気式生ごみ処理機の場合）⑤印鑑⑥申請者の口座番号のわかるもの



▲コンポスト

生ごみ処理容器（コンポスト）をご存知ですか？

生ごみ処理機とは、乾燥または微生物による分解によって、生ごみを減量化および、堆肥化させる機器です。生ごみ処理機を使って、生ごみを堆肥化すれば、ご家庭から出る生ごみを減らすことができます。また、作った堆肥を畑や庭、プランター等で活用することができます。

空き地の雑草は定期的に刈り取りましょう

空き地の所有者および管理者は、草木の繁茂時期に合わせた定期的な除草と冬場の防火および防犯上の観点から枯れ草の除草処分など、年間を通じた適正な土地の管理をお願いいたします。なお、土地所有者等により除草等が行われない場合でも、町が除草することはありません。刈り取った雑草は霞クリーンセンターへ直接搬入するか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください。

▼注意事項：野外での焼却行為は、法律により禁止されています。ご近所の迷惑にもなりますので、刈り取った雑草などは燃やさないでください

犬や猫の飼い主はマナーとルールを守りましょう

飼われている猫がよその家の庭でフンをしたり、犬を散歩させている人がフンを片づけていけないなど、ペットによるフン害が増えています。ペットのフンの始末は飼い主の義務です。周辺の生活環境に配慮した飼い方を心がけてください。

また、犬は一生に 1 回の登録と鑑札を着用すること、狂犬病予防注射を毎年受け注射済票を着用することが義務付けられています。鑑札と注射済票は、登録犬で狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明する標識であり、万一飼い犬が迷子になっても飼い主へ戻る目印となりますので、必ず首輪につけておきましょう。



『避難行動要支援者登録制度』 登録のお願い

社会福祉課社会福祉係 ☎ 888-1111 (163)

地域全体で避難行動要支援者を見守ります

「避難行動要支援者」とは、大地震等の災害が起こったとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人です。「歩行が困難」「周囲の状況がわからない」「身近に支援をしてくれる人がいない」などの理由により、避難行動要支援者は、地域で孤立してしまう恐れがあり、地域全体で要支援者の皆さんを見守る必要があります。

避難行動要支援者個別台帳へご登録ください

町では、要支援者本人またはその家族などの申請により、「避難行動要支援者個別台帳」を作成しています。その情報は、平常時から警察機関・消防署・民生委員児童委員・区長・自主防災組織等と共有し、要支援者の皆さんを支援する地域活動のために活用します。

※避難行動要支援者情報を共有するにあたり、秘密の厳守・目的外使用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正な管理を行います

登録にあたってのお願い

この制度は、地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。登録したからといって、確実な支援や安全を保障するものではありません。支援を希望する人自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、災害に対し備えておくことが重要です。また、普段から地域において気軽に話せる関係を心掛けましょう。

対 象	在宅者であり、下記のいずれかに該当し、町の関係部署のほか、各種関係機関に個人情報の提供を行うことに同意された人 ① 65 歳以上の一人暮らしの人、または 65 歳以上の人のみの世帯 ② 介護保険で要介護 3 以上の認定を受けている人 ③ 身体障害者手帳（1・2 級）の交付を受けている人 ④ 療育手帳（A・A）の交付を受けている人 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を受けている人 ⑥ 難病患者 ⑦ 乳幼児・共働きまたはひとり親家庭等の児童 ⑧ その他本人等からの申し出があり、町長が避難支援等の必要を認めた人
申込・登録 の流れ	① 『町災害時避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書（個別計画）』を記入 ② 『町災害時避難行動要支援者登録制度個別台帳』への登録 ▼ 記載されている情報を基に、台帳の作成・登録を行います ※登録情報は、平常時から警察機関・消防署・民生委員児童委員・区長・自主防災組織等と共有します。ご了承ください ③ 『緊急医療情報キット』の配布 ▼ 台帳への登録完了後、登録者へ民生委員がお届けします。当キットには緊急時の救命作業を迅速に行うための救急医療情報が記載された用紙が入っています
問 合 せ	社会福祉課社会福祉係 ☎ 888-1111 (163)

地域で活躍する シルバークラブ

～シルバークラブの設立と会員の参加をお待ちしています～



高齡福祉課 ☎888-1111(142・743) / 町シルバークラブ連合会 ☎875-6950

シルバークラブを作りませんか？

現在、町内では37のシルバークラブ、会員総数1700人以上の高齢者の皆さんが、はつらつと活動しています。町では、シルバークラブの設立に向けた相談や設立後の補助金交付などにより、活動を支援しています。

シルバークラブは、『社会奉仕活動』『教養講座開催』『健康増進事業』を中心とし、地域における高齢者の健康・生きがいづくり・社会参加の促進を目的に活動する団体です。

シルバークラブ活動に参加することで、高齢者の閉じこもり防止・地域社会への参加・災害時の助け合いでの円滑な連携など地域福祉の向上にもつながります。超高齢化社会において、互いに助け合い支え合う地域社会づくりのために非常に重要な組織です。

シルバークラブの設立や参加方法など、わからないことは上記まで、お気軽にお問い合わせてください。

町からの補助金

町シルバークラブ補助金交

付要綱により左記の補助金交付を受けることができます。※年度途中で設立されたクラブは月割の額になります

会員数	年間補助金額
20人以上 29人以下	30,000 円
30人以上 49人以下	48,000 円
50人以上	60,000 円

『第18回シャフルボード大会』開催

5月17日、第18回シャフルボード大会（町シルバークラブ連合会主催）が町民体育館で行われる予定でしたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

例年、シャフルボード大会は、輪投げ大会に次いで人気の高い競技です。前回の輪投げ大会参加者は356人。シャフルボード大会は211人と、両競技とも団体戦で、各単位クラブから選抜された選手が揃います。日ごろの練習成果を存分に発揮し、大変

賑やかであり、熱気のある素晴らしい大会です。新型コロナウイルス感染症の影響が終息し、早く再開できることを心より祈念致します。



▲シャフルボード（昨年度の様子）

『令和2年度町民グラウンドゴルフ大会』開催

5月22日、令和2年度町民グラウンドゴルフ大会が町総合運動公園で行われる予定でしたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

この大会は、成績上位者6人（男性3人、女性3人）が10月に開催予定の県社会福祉協議会主催の『第25回茨城県健康福祉祭』に代表選手として出場権を得ます。例年200人近くの参加者があり、全国大会への出場権を目指し、熱戦を繰り広げています。

『第20回ペタンク大会』

6月21日、第20回ペタンク大会（町シルバークラブ連合会主催）が、旧吉原小学校グラウンドで行われる予定でしたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

優勝チームは10月に開催予定の県社会福祉協議会主催の『第25回茨城県健康福祉祭』に代表選手として出場予定です。



▲グラウンドゴルフ（昨年度の様子）



▲ペタンク（昨年度の様子）

お知らせします！

昨年度の 介護保険利用状況

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (143・726)



▼表 1: 総人口と高齢者人口 (3 月末現在)

項 目	令和 2 年	平成 31 年	比較増減
総人口	47,676 人	47,581 人	95 人
前期高齢者 (65 ～ 74 歳)	7,019 人	6,989 人	30 人
後期高齢者 (75 歳以上)	6,222 人	6,046 人	176 人
合 計	13,241 人	13,035 人	206 人
高齢者割合 (高齢化率)	27.8%	27.4%	0.4%

▼表 2: 要介護認定状況 (3 月末現在)

要介護度	令和 2 年	平成 31 年	比較増減
要支援 1	63 人	68 人	△ 5 人
要支援 2	122 人	120 人	2 人
要介護 1	663 人	615 人	48 人
要介護 2	373 人	362 人	11 人
要介護 3	250 人	229 人	21 人
要介護 4	218 人	249 人	△ 31 人
要介護 5	183 人	180 人	3 人
合 計	1,872 人	1,823 人	49 人

▼表 4: 地域密着型サービス受給者数 (3 月サービス分)

要介護度	令和 2 年	平成 31 年	比較増減
要支援 1	0 人	0 人	± 0 人
要支援 2	0 人	0 人	± 0 人
要介護 1	30 人	30 人	± 0 人
要介護 2	31 人	35 人	△ 4 人
要介護 3	36 人	24 人	12 人
要介護 4	21 人	21 人	± 0 人
要介護 5	11 人	13 人	△ 2 人
合 計	129 人	123 人	6 人

▼表 6: 施設種類別受給者数 (3 月サービス分)

施 設	令和 2 年	平成 31 年	比較増減
介護老人福祉施設 (特養)	156 人	147 人	9 人
介護老人保健施設 (老健)	209 人	213 人	△ 4 人
介護療養型医療施設 (療養型)	0 人	0 人	± 0 人
介護医療院	4 人	4 人	± 0 人
合 計	369 人	364 人	5 人

■要介護認定状況
3 月末現在、要支援または要介護の認定を受けている人は 1872 人となっています (表 2 参照)。このうち第 1 号

■高齢者人口の推移
高齢者の人口はここ数年増加傾向が顕著で、3 月末現在 13241 人となり、総人口 (常住人口) に占める割合は 27.8% となっています (表 1 参照)。

■介護サービス利用状況
3 月のサービス利用状況では、表 2 の認定者 1872 人のうち 1141 人が居宅サービス (表 3 参照)、129 人が地域密着型サービス (表 4 参照)、366 人が施設サービス (表 5 参照) を利用しています。このように、認定者数の増加に伴い、サービス別の利用者数も増加しています。また、施設種類別の利用者の内訳は表 6 のようになっています。

▼表 3: 居宅サービス受給者数 (3 月サービス分)

要介護度	令和 2 年	平成 31 年	比較増減
要支援 1	24 人	27 人	△ 3 人
要支援 2	64 人	52 人	12 人
要介護 1	481 人	441 人	40 人
要介護 2	276 人	270 人	6 人
要介護 3	143 人	129 人	14 人
要介護 4	91 人	100 人	△ 9 人
要介護 5	62 人	60 人	2 人
合 計	1,141 人	1,079 人	62 人

▼表 5: 施設サービス受給者数 (3 月サービス分)

要介護度	令和 2 年	平成 31 年	比較増減
要介護 1	29 人	30 人	△ 1 人
要介護 2	41 人	43 人	△ 2 人
要介護 3	89 人	70 人	19 人
要介護 4	118 人	122 人	△ 4 人
要介護 5	89 人	97 人	△ 8 人
合 計	366 人	362 人	4 人

※入退所の重複等があるため、表 6 の『施設種類別受給者数』と合わない場合があります

手続きをお忘れなく

児童扶養手当制度

8月は現況届の提出時期です

子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

手当額は、右表のとおりです。

▼手当額（月額） ※令和2年4月から

	全部支給	一部支給
基本分(1子分)	43,160円	10,180円～43,150円
2子加算分	10,190円	5,100円～10,180円
3子以降加算分	6,110円	3,060円～6,100円

児童扶養手当の支給要件

■支給対象

次の①～⑨のいずれかに該当する児童（18歳の年度末まで。ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）を監護している母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育している人です。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める障害のある児童
- ④父または母が生死不明な児童
- ⑤父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■所得制限

受給資格者、その配偶者または同居（同居所地で世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年所得がそれぞれ右表の額以上のときは、手当の全部または一部の支給が制限されます。

▼所得制限限度額

扶養親族数	本人	扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
0人	全部支給：490,000円 一部支給：1,920,000円	2,360,000円
1人	全部支給：870,000円 一部支給：2,300,000円	2,740,000円
2人	全部支給：1,250,000円 一部支給：2,680,000円	3,120,000円
3人	全部支給：1,630,000円 一部支給：3,060,000円	3,500,000円
4人	全部支給：2,010,000円 一部支給：3,440,000円	3,880,000円
5人	全部支給：2,390,000円 一部支給：3,820,000円	4,260,000円

『児童扶養手当現況届』の提出期限

受給資格者には7月下旬に必要な書類を送付しますので、下記期間に手続きをお願いします。
この届を提出しないと、受給資格があっても11月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

▼期間：8月28日（金）まで ※土・日・祝日を除く

▼時間：午前8時30分～午後5時15分 ▼場所：子ども家庭課窓口

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

子ども達の大好きな夏がやってきました。十分な水分補給を心掛けて、快適に過ごしたいですね。

今回の『子育てシリーズ』は、家庭でもできる遊びをご紹介します。

当コーナーは、町保育所・町児童館からお届けします。



ハンカチで遊ぼう

おすわりをして両手を動かして遊べるようになると、色々な物を掴んだり、出し入れしたりする遊びができるようになります。

ハンカチや布を数枚用意して角と角を結んで繋ぎ、ミルク缶やタッパー等の空き容器のふたに500円玉程の穴を開け、ハンカチを入れて引っ張り出して遊びます。ハンカチをすべて出し終えた後は、再び容器に入れてあげると繰り返し楽しむことができますよ。

中に入れるハンカチはカラフルな物にすると楽しさが増えますね。時には大人がやって見せたり、「いっぱい出てきたね」「楽しいね」と声を掛けながら遊んだりすると安心して楽しめます。



ペットボトルで遊ぼう

ペットボトルの底や側面に小さな穴をいくつも開けると、手作りジョウロの完成です。手や足にそっと水をかけ、水の冷たさや気持ちよさを感じることで、気分もリフレッシュできますね。ペットボトルに穴を開ける時はおうちの人が行い、お子さんが色のついたテープを貼ったり、油性ペンで絵や模様を描いたりすることで一緒に作る楽しさも感じることができますね。愛着もわき、遊びも一層盛り上がることでしょう。

水分補給や休息をとりながら水遊びを上手に取り入れ、暑い夏を乗り切りたいですね。



新聞紙で遊ぼう

新聞紙は、丸めてボールにしたり細かくちぎって遊んだり手軽に色々な遊びが楽しめます。

細長く丸めた新聞紙の端と端を合わせて輪っかにすると、輪投げの輪ができます。ペットボトルや空き箱を的にして、よくねらって輪っかを投げてみましょう。

年齢が大きくなると、ルールや遊び方を相談したり、投げる位置や輪の大きさを変えてみたりするのも面白いですね。自分で作った物を使って遊ぶことで、喜びも倍増となることでしょう。ぜひ、親子で触れ合いながら遊んでみてくださいね。



各保育所・保育園についての問い合わせ:子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

町運動普及推進協議会だより

厳しい暑さが続いていますが、お元気ですか？
運動をするときは、こまめな水分補給をしましょう！



町運動普及推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

町運動普及推進協議会は、町民の皆さんに健康を維持するための運動の普及活動を行うボランティア団体です。今回は、ウォーキングコースについてご紹介します。

ウォーキングコース

ふれあいの森コース

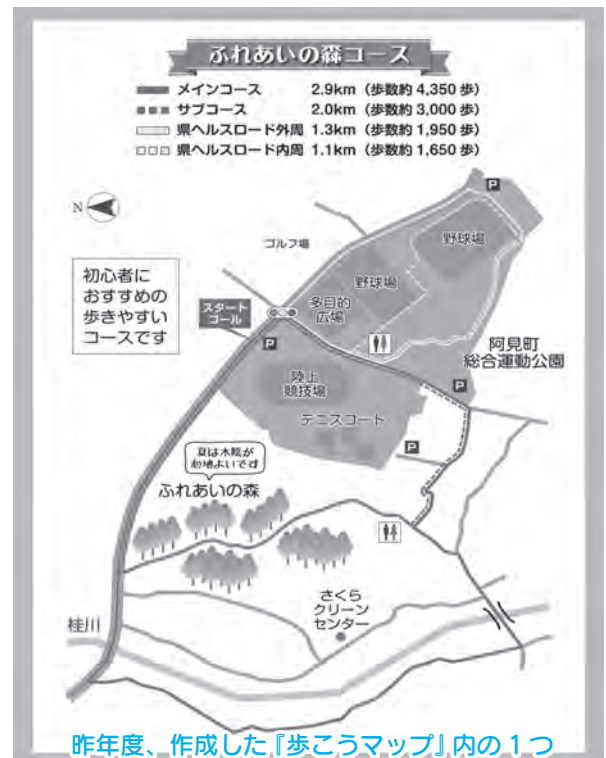
自然を楽しみながら歩きたい人は、町総合運動公園駐車場を出発し、ふれあいの森へ向かうコースがおすすめです。木陰が心地よく、自然を感じながら歩くことができます。

また、県ヘルスロードに指定されている運動公園内を歩くコースもあります。その日の歩きたい気分によってコースを変えることができます。初心者の人にもおすすめのコースですので、この機会にウォーキングを始めてみませんか？

※コースの詳細については、町ホームページまたは各公民館等に設置している「歩こうマップ」をご覧ください
<http://www.town.ami.lg.jp/0000001656.html>

ウォーキングする時の注意点

- ▼日中の熱い時間帯を避けて、早朝や夕方のできるだけ涼しい時や、日陰の多いコースを選びましょう
- ▼こまめに水分補給・休憩を挟みながら、脱水や熱中症に注意して行いましょう



レクリエーション研修会

2月にレクリエーション研修会に参加しました。研修では、音楽に合わせて体操を行いました。笑顔で取り組むことができ、体だけでなく、心もすっきりしました。また、仲間と共に笑い合うといっそう楽しく、互いの距離が縮まって一体感が強まる感じがしました。

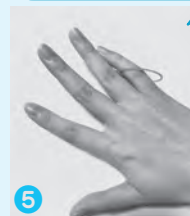
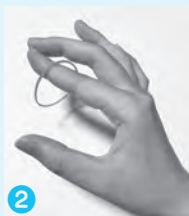
今回の研修で教わった脳トレを以下でご紹介します。家族で競争してみてもいいかもしれません。

輪ゴム指くぐり

①親指に輪ゴムをかける ②親指と人差し指の指先を合わせて輪を作り、輪ゴムを親指側から人差し指へ移す ③人差し指と中指の指先を合わせて輪を作り、輪ゴムを人差し指側から中指へ移す ④中指と薬指の指先を合わせて輪を作り、輪ゴムを中指側から薬指へ移す ⑤薬指と小指の指先を合わせて輪を作り、輪ゴムを薬指側から小指へ移す

難しい箇所は手首を動かして

小指までできたらゴール



町食生活改善推進協議会だより



～毎日の食事から始める健康づくり～

食生活改善推進協議会
シンボルマーク

町食生活改善推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

町食生活改善推進員は、『私達の健康は私達の手で』を活動の合言葉に、町内の各地区で望ましい食生活について普及活動を行っているボランティア団体です。今年度は10人の新会員が加わり、71人の会員で活動に取り組んでいきます。新型コロナウイルスの影響により、ご家族と過ごす時間が増えたこの機会に、ぜひ「食」について話し合ったり、ご紹介するレシピをご家族と一緒に作ってみてはいかがでしょうか。

私たちの活動の一部もご紹介します。

霞ヶ浦高校生徒への食育教室

昨年12月25日に、霞ヶ浦高校の生徒さんに正しい食生活についての講話と調理実習を行いました。20代の食の問題点（朝食を欠食する人が多いこと、やせ過ぎの女性が増えていること、野菜不足の人が多いこと）についてお伝えしました。調理実習では、ビビンバ丼を作りました。包丁使いに慣れている子、慎重にゆっくりな子さまざまでしたが、和気あいあい楽しく実習しました。生徒さんからは、「食の大切さが分かりました」「外出先で食事する時には、バランスを考えて選びたいです」との感想をいただきました。



食育教室でお話しした内容

☆適正体重を維持しよう

太りすぎもやせすぎも病気の原因です(BMI 18.5～24.9が標準)

☆バランスのよい食事を食べよう

3食しっかり。特に朝は1日の元気の源です！野菜摂取と減塩に心がけて

☆おやつを食べ過ぎに注意！

スナック菓子より、果物やヨーグルト、調理パンがオススメです

塩分控えめ健康食の紹介「ビビンバ丼」

▼材料(4人分)

牛ひき肉:200g
ごま油:大さじ3分の2
酒:大さじ3分の2
しょうが・にんにく:一片
にんじん・もやし:135g
ほうれん草:200g
白炒りごま:大さじ3分の2
味噌:大さじ2
水:大さじ2と3分の2
みりん:大さじ1
砂糖:大さじ2
豆板醤:小さじ3分の2
卵:4個

▼栄養価(1人分)

▼エネルギー 350kcal ▼蛋白質 18.0 g ▼脂質 18.1 g ▼食塩相当量 1.5 g

▼作り方

- ① Aを混ぜておく。しょうがとにんにくは、みじん切りにする
- ② にんじんは細く切る。もやしはひげ根をとる。ほうれん草はゆでて3cmに切る
- ③ フライパンにごま油を熱し、しょうがとにんにくを炒めて、ひき肉を加え炒め、酒を加えにんじん、もやしも炒める。ほうれん草を加えてAの調味料を加えて味をからませる
- ④ ごはん(150g)の上に③をのせて真ん中にポーチドエッグをのせて、ごまをふる

■ポーチドエッグ:鍋に1リットルのお湯を沸かして、酢大さじ1と塩小さじ1を入れる。器に卵を割り、お湯が沸騰したら菜箸でぐるぐるとうずを作り、卵を入れて2分強で取り出して水にとる。1個ずつ繰り返す



▲ビビンバ丼

減塩味噌づくり教室

2月7日にさわやかセンターにて、減塩味噌づくり教室を行いました。計24人の参加者に私たち食生活改善推進員がマンツーマンで説明しました。手作り味噌は初めてという人がほとんどで、「味噌がこんなに簡単にできるとは思いませんでした」「丁寧な指導で分かりやすかったです」と喜んでいただき、私たちも充実した教室となりました。さわやかセンターでの開催は2年に1回ですが、地区によっては毎年開催していますので、ぜひ、地区での味噌づくり教室にもご参加ください。

こんなときには申請を… 国保の給付

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

国 保被保険者（加入者）が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

高額療養費

70歳未満の人

● 一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき…
同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合、超えた金額が高額療養費として支給されます

● 同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき…
同一世帯で同じ月内に2万1千円（町民税非課税世帯も同額）以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます

● 同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき…
一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から、支給額が変わります

自己負担額の計算方法

▽月の1日から末日までの1か

月（暦月）ごとの受診で計算
▽病院・診療所ごとに計算
▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算
▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

70～74歳の人

外来（個人単位）の限度額を適用後、入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ペー

ジ表『外来＋入院（世帯単位）』の限度額までとなります。

自己負担額の計算方法

▽月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算
▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で70～74歳の人を合算
▽病院・診療所・歯科の区別なく合算

▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

申請の方法

高額療養費に該当する場合、診療月の約3か月後に国保年

金課から高額療養費申請通知書（はがき）が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書（該当診療月分・金融機関の口座番号の分かる書類（口座振込で支払いとなるため）を持参し所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。なお、所定の期間を過ぎても申請はできますが、高額療養費支給申請の通知から2年を経過すると申請できませんので、ご注意ください。

※世帯主と世帯内のすべての国保加入者が70歳以上である世帯は、一度申請すると次の支給から申請が不要になります。ただし、同一世帯の70歳未満の人が国保に加入した場合・世帯主が変わった場合・国民健康保険税を滞納した場合は申請が必要になりますので、申請通知書（はがき）を送付します

高度な医療を受ける際に保険証と併せて提示すること
で、ひとつの医療機関での1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

医療費が高額なときは 限度額適用認定

高度な医療を受ける際に保険証と併せて提示すること
で、ひとつの医療機関での1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

▽有効期限：申請月の1日から翌年7月31日まで。現在お使いの限度額適用認定証の有効期限は令和2年7月31日までです。8月以降も限度額適用認定証を使用する人は申請が必要です。役場もしくはうずら出張所でお手続きください（うずら出張所の場合、認定書は後日送付）

▽交付条件：所得申告がされている・国保税に滞納がない
▽必要なもの：申請する人の国保の保険証・身分証（運転免許証等）・印鑑

※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証（運転免許証等）も併せて持参してください

※70歳～74歳の所得区分が『一般』『現役並み所得』の世帯の人は「保険証兼高齢受給者証」を提示することで、限度額の適用が受けられますので申請は不要です（所得区分は左ページをご覧ください）

※高額な治療が長期間必要なときには…厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する

高度な医療を受ける際に保険証と併せて提示すること
で、ひとつの医療機関での1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

- る場合は1か月の自己負担限度額は1万円(人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70歳未満の**※上位所得者**は2万円)までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』(申請により交付)の提示が必要です
- ※上位所得者**とは、同一世帯すべての国保加入者の総所得が600万円超の世帯にいる人を指します
- 高額療養費の所得区分と自己負担限度額**
- 70歳未満の人の所得区分
- ▽ア：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が901万円を超える世帯にいる人
- ▽イ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が600万円超～901万円の世帯にいる人
- ▽ウ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万円超～600万円の世帯にいる人
- ▽エ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万円以下の世帯にいる人
- ▽オ：住民税が課税されている人がいない世帯の人
- ※総所得：国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得
- 70～74歳の人の所得区分
- ▽現役並み所得者Ⅲ：同一世帯に、住民税課税所得が690万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人
- ▽現役並み所得者Ⅱ：同一世帯に、住民税課税所得が380万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人
- ▽現役並み所得者Ⅰ：同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人
- ▽一般：現役並み所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯にいる人
- ▽低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯にいる人(低所得者Ⅰ以外の人)
- ▽低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費、控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯にいる人

①自己負担限度額(70歳未満)

所得区分	所得要件	3回目まで	4回目以降 ※1
ア	901万円超	252,600円+医療費が842,000円を超えた分の1%	140,100円
イ	600万超～901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた分の1%	93,000円
ウ	210万超～600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた分の1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

②自己負担限度額(70～74歳 ※2)

所得区分	負担割合	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	3割	252,600円+医療費が842,000円を超えた分の1% (4回目以降：140,100円 ※1)	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円+医療費が558,000円を超えた分の1% (4回目以降：93,000円 ※1)	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円+医療費が267,000円を超えた分の1% (4回目以降：44,400円 ※1)	
一般	2割	18,000円 (8月～翌年7月の年間上限144,000円 ※3)	57,600円 (4回目以降：44,400円 ※1)
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

※1 過去12か月以内に、4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額

※2 75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります(各月1日生まれを除く)

※3 年間上限額を超えて高額療養費に該当する人には、国保年金課から通知をお送りします

デマンドタクシー

あみまるくん ご利用案内



都市計画課 ☎888-1111 (233)

町では公共交通サービスとして、デマンドタクシー『あみまるくん』の運行を行っています。『あみまるくん』は、日常生活などで交通に不便をきたしている人に、自宅や指定の場所から目的地（戸口から戸口）まで、乗り合いにより送迎を行う公共交通です。通院や買い物など、外出の手段として皆さまのご利用をお待ちしています。

はじめに利用登録をお願いします

『あみまるくん』を利用するためには、事前に利用者登録（無料）が必要です。『デマンドタクシー利用登録申請書』に必要事項を記入し、役場までご持参いただくか、郵送でお申し込みください。利用登録は、町内にお住まいの人が対象となります。申請書は、役場・うずら出張所・各公民館・さわやかセンター・図書館などや、町ホームページにある阿見町の公共交通内『町地域公共交通活性化協議会ホームページ』で入手できます。

予約の方法

『あみまるくん』は、午前8時台から午後4時台までの間で運行しています。利用日の2日前（運休日を除く）から利用したい出発時刻の30分前まで（当日の最終予約受付時間は午後3時30分まで）に予約センターへ電話で予約してください。また、午前8時台と午前9時台のご利用は必ず前日までに予約してください。

その際、①氏名②住所③乗車日④人数⑤乗車場所⑥降車場所⑦出発希望時刻を伝えてください。

※原則として電話連絡が取れる人に限ります。『あみまるくん』は介護タクシーではないため、運転手が乗降の介助をすることはできません。1人で乗降が困難な人はご利用を控えていただくか、介添人同伴でご乗車ください

予約センター

● **受付時間**：月～金曜日の午前8時30分～午後5時（運休日を除く）

● **電話番号**：**888-4152** よい交通

※詳細は、上記（予約の方法）を参照してください

運行日・時間帯

月～金曜日の午前8時～午後5時
（祝・祭日および年末年始は運休）

利用者の皆さまへお願い

- あみまるくんを利用する際は予約をお願いします
- キャンセルの場合も予約センターにお電話をお願いします
- 目的地を複数指定することはできません
- 時間に余裕を持ってご利用ください
- 予約時にご自身で指定された場所でお待ちください

運行区域

阿見町内に限ります

※ JR 荒川沖駅東口のご利用も可能です

利用料金

対 象 者	料 金 (1人1回のご利用につき)
大 人 (中学生以上)	400 円
小 児 (小学生)	200 円
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳・自立支援医療受給者証 を交付されている人、介護保険法にお ける「要介護者」・「要支援者」・「事業対 象者」、および上記の人に付き添う 人（1人のみに適用）	
幼 児 (3歳以上7歳未満) ※保護者同伴のこと	保護者1人につき2人まで 無料。3人目からは200円
幼 児 (3歳未満) ※保護者同伴のこと	無 料

※料金は、回数券による支払いとなります。回数券は、デマンドタクシー車内および都市計画課で販売していますので、事前のご購入をお願いします。回数券は200円券（大人は1回の料金で2枚使用する）の11枚つづりで2,000円です



図書館へようこそ!

開館時間: 火～日曜日 / 午前 9 時～午後 5 時

※コロナパンデミック期間中は短縮開館

講演会、講座・教室の開催およびかみしばいの会、絵本の読み聞かせ等のボランティア・サークル活動は当面の間中止となっています。また、7月～8月の赤ちゃんタイムは中止です。

図書館 ☎ 887-6331

町立図書館では、町教育委員会の基本理念である『現在（いま）をみる 未来をつくる』の視点から、図書館の質的サービスの向上と安定した運営に努めています。また、図書館サポーターの皆さんにご協力をいただき、地域の皆さんが生きがいを持ち、心豊かな生活が送れるよう、協働で運営する図書館づくりを進めています。在宅時間が増えている昨今一冊の本が新たな扉を開きます。どうぞお気軽に図書館にお出かけください。お待ちしております。

図書館ってどんなところ？ 図書館のホームページをのぞいてみよう！

図書館では、約 15 万 8 千冊ある図書・雑誌・視聴覚資料（CD や DVD）の閲覧や無料貸出をしています。平成 27 年度から町ホームページが新しくなり、メール配信サービス『あみメール』の運用が開始されました。メールアドレスを登録すると、携帯電話・スマートフォン・パソコン等で図書館からのお知らせや展示イベント案内が受信できます。 ※『あみメール登録』につきましては 24 ページをご覧ください

なお、以前の図書館のホームページをブラウザのお気に入り登録している人は、登録の変更 (http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/22-4-0-0-0_1.html) をお願いします。

2020 年上半期の人気図書ベスト 3! をご紹介します

【一般向け】小説・エッセイ（単行本）	【一般向け】小説・エッセイ（文庫本）
希望の糸（東野圭吾／著 講談社）	同心亀無剣之介（風野真知雄／著 コスミック社）
蜜蜂と遠雷（恩田陸／著 幻冬舎）	サラムボー上下（フローベル／作 岩波書店）
黒武御神火御殿（宮部みゆき／著 毎日新聞社）	マスカレード・イブ（東野圭吾／著 集英社）

【一般向け】その他	【一般向け】雑誌
グッチ裕三のうまいぞおザ・ベスト （グッチ裕三／著 小学館）	クロワッサン（マガジンハウス）
国家の罫（佐藤優／著者 新潮社）	ESSE（フジテレビジョン）
おつまみハイボール亭 （きじまりゅうた／著 池田書店）	婦人公論（中央公論新社）

【児童向け】	【郷土資料】
かいけつゾロリつかまる!! （原ゆたか／さく え ポプラ社）	つくばスタイル（樫出版社）
メロンパンナとブラックロールパンナ （やなせたかし／原作 フレーベル館）	歴史群像（株式会社 学研パブリッシング／発行）
かいけつゾロリスターたんじょう （原ゆたか／さく え ポプラ社）	あたまでっかち（下村千秋／著 阿見町教育委員会）

新型コロナウイルス対策を実施しています

図書館では新型コロナウイルス対策として消毒作業を行っています。館内で次亜塩素酸の臭いがしますのでご了承ください。職員のマスク着用、館内物品の定期的消毒、手袋をしておの対応、アルコール消毒の設置、窓口ビニールカーテンの設置、常時換気、間隔を空けての並び、上映会等の中止などの対策を実施しています。

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

『英国航空教官団と堀越二郎』

大正10(1921)年7月に開かれた霞ヶ浦飛行場では、イギリスから航空教官団を招聘し、日本海軍の軍人を対象として操縦や偵察、航法その他多方面にわたる航空技術の教育が行われました。

この講習にあたり、教官団はイギリスから戦闘機、偵察機、飛行艇など様々な航空機を持参していますが、このなかに、のちに予科練習生を一人前のパイロットに育てる九三式中間練習機の原型となったアヴロ陸上練習機・水上練習機も含まれています。

航空教官団の団長を務めたセンピル空軍大佐は当時28才という若さでしたが、彼の指揮のもと、教官団の講習は約1年という短い期間ながら大きな成果を上げ、その後の日本海軍航空機搭乗員の養成や教育機関の整備に多大な影響を与えました。時の海軍大臣にあてた報告書では、講習の様子を「成果は大体において良好にして（中略）従来のわが海軍航空術の面目を一新したる事実は何人も否定すべからざるものと確信す。」と記しています。



ちなみに、零式艦上戦闘機（零戦）の設計者として知られる堀越二郎は、教官団の講習から2年後の大正13(1924)年、東大工学部入学後に霞ヶ浦飛行場にてアヴロ陸上練習機に搭乗しています。飛行服を身に着け、旋回飛行や宙返りなどのアクロバット飛行を体験した堀越は、練習機から降りた後、頭がふらふらしてしばらく足がもつれていたといいます。霞ヶ浦飛行場での強烈な初フライト体験が、のちの零戦の設計に生かされていたかもしれません。

英国航空教官団、アヴロ練習機、九三式中間練習機、堀越二郎、そして零戦。日本海軍や予科練に大きくかわるポイントが霞ヶ浦飛行場で一つにつながっていることを考えると、阿見町という場所が果たした役割の大きさが見えてきます。

今年は戦後75年の節目の年であり、また、霞ヶ浦飛行場ができてから来年で100年を迎えます。次号からも海軍航空揺籃の地である霞ヶ浦飛行場についてご紹介していきたいと思います。

終戦記念日無料開放

8月15日(土)の終戦記念日は、どなたでも無料で館内をご見学いただけます。新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、来館者数により入館を制限する場合がございます。予めご了承ください。

入館の状況は、予科練平和記念館 Twitter (twitter.com/yokarenpmm) や、Facebook (facebook.com/profile.php?id=100052365353925) でもお知らせしますのでご確認ください。

戦後75年交流企画『7つのテーマで知るシベリア抑留 平和祈念展示資料館所蔵資料展』開催

▼日時：7月7日(火)～10月4日(日) 午前9時から午後5時（最終入館は午後4時30分）

▼場所：予科練平和記念館 20世紀ホール ※入場料は予科練平和記念館観覧料に含まれます

阿見町の文化財・文学紹介

8月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介品「下村千秋の作品を読んで」あたまでっかち

旧家の貧乏な一人の孫は頭でっかち、泣き虫、よわ虫といじめに合います。そんな中での父親の姿、母親の姿は映し出されます。

やがて彼の悩みは死にたいとまでになりました。不遇な少年時代は両親や家族から被ります。父親をきらい、母親を慕う子供心が切なく響きます。犬が唯一の友であり慰めでありますが、母親がいなくなったことは大変な衝撃です。やがて入院しているという母親を尋ねて、土浦の町をほとんどあてもなく歩きます。遂にはその場所が見つからず、湖の岸辺で眠ってしまいます。さすがに彼の家出を心配した父親に助け出されますが、そのやり取りも美しく描き出されています。

▼平成24年刊行「下村千秋の世界」所収・坂本達雄著

お知らせ「文芸あみ」募集中!

「阿見町が生んだ作家 下村千秋の世界（平成24年）」に続き、「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨（平成31年）」が刊行されています（共に定価1000円）。

これを記念し、町民の皆さまをはじめ多くの皆さまから広く作品を募集しています。優秀な作品を本紙面でご紹介しながら、阿見の文学活動をさらに振興したいと思っています。

俳句をはじめ、短歌、川柳はもちろん、随筆（400字以内）など思いのままに投稿ください。各月末の締切です。

募集方法

はがき・封書郵送・公民館窓口持参・ファックス可。様式自由。住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の感動や状況、および発表可能なお名前（ペンネーム）をお知らせください。※個人情報厳守します

▼申込先 〒300-0033 阿見町若栗1886-1 生涯学習課（中央公民館）文化財係 ☎888-2526 ■888-0032

団体紹介「つくばね会」

つくばね会は、絵手紙を通じた活動を行っています。月2回、中央公民館にて研修を行い、絵手紙技術の向上や、会員同士の親睦を図っています。

また、毎年秋に開催されている芸術展に作品を出品しております。興味のある人は、ぜひお気軽にご参加ください。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。いつでも、お気軽にお問い合わせください。皆様のご参加を心よりお待ちしております



文化財紹介「塙城跡」

君原公民館の東、緑の小山に抱かれるように、塙地区の中心集落があります。集落を囲む小山の中は林道があり、入ってみると、驚くほど起伏に富んだ複雑な地形が広がっています。塙城は鎌倉時代に築かれ、戦国時代には、江戸崎城（稲敷市）を本拠とする土岐氏につながる城とされました。守りの要衝として築かれた北の郭は、雄大な堀と土塁を持ち、見るものを圧倒します。

令和2年3月31日付で、阿見町指定史跡となりました。ぜひ訪れて、アスレチックな戦国体験をしてみてください。



〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり **住まいのことなら 美都住建へ**

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○利用対象、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許（般-29）第22375号 **【本社】阿見町実穀1283-10**
（株）美都住建 TEL.029-842-7196
【阿見店】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら **LIXILリフォームショップ**

茨城県知事免許（5）第5548号
有限会社 美都和ワ

＜住まいの相談室＞
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

＜不動産のご相談＞
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

町体育協会だより

町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html

町体育協会シンボルマーク

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

各種大会の結果（敬称略）

● 冬季町民バレーボール大会

期 日	1 月 19 日 (日)
場 所	町民体育館
成 績	▽ 優勝: 阿見サンクラブ ▽ 準優勝: つくみ&ネイパース ▽ 3 位: しらさぎ

● ソフトバレーボール大会

期 日	2 月 2 日 (日)
場 所	町民体育館
成 績	▽ 優勝: レタス ▽ 準優勝: しらさぎ B ▽ 3 位: しらさぎ A

● 第 22 回町学童新人戦大会

期 日	2 月 22 日 (土)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽ 優勝: 阿見 Yankees ▽ 準優勝: 本郷イーグルス ▽ 3 位: 阿見レンジャーズ
個 人	▽ 最優秀選手賞: 高倉聖翔 (阿見 Yankees) ▽ 優秀選手賞: 清水悠 (本郷イーグルス) ▽ 敢闘賞: 大塚仁夢 (阿見レンジャーズ)、巨泉拓巳 (竹来ジュニアスターズ)、室山遥陽 (舟島安中スポーツ少年団)

● 町ミックステニス大会

期 日	2 月 23 日 (日)
場 所	総合運動公園テニスコート
シニア	▽ 1 位リーグ優勝: 吉浦正・西久保純子組 ▽ 1 位リーグ準優勝: 小松澤栄・村山玲子組
一 般	〈1 位・2 位トーナメント〉 ▽ 優勝: 高山茂・平山貴子組 ▽ 準優勝: 澤田俊博・中園美和組 ▽ 第 3 位: 小川貴弘・高橋正枝組、川合正登・渡邊裕貴組 〈3 位・4 位トーナメント〉 ▽ 優勝: 渡邊義弘・須之内奈菜組 ▽ 準優勝: 小林真斗・横島朋奈組

町体育協会ソフトボール部の活動について

ソフトボールは老若男女を問わず楽しめることから、競技目的だけでなく、親睦、健康維持のために生涯スポーツとして普及しています。町においても、1982 年にソフトボール部が体育協会に加入して以来、大会を通じて多くの皆さんに楽しんでいただきました。現在、年に 6 回、大会を開催しており、県大会・県南大会につながる春季大会、町長杯大会、秋季大会の他、親睦を目的とした男女混合大会（前期・後期）、地区親善大会を開催しています。

特に 11 月に開催する地区親善大会は、参加条件を見直し、多くの皆さんに楽しんでいただけるようにしています。

※参加希望の人は、町体育協会事務局（中央公民館内）にお問い合わせ願います。ご参加お待ちしております



▲ 春季ソフトボール大会

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗 1766-3

TEL: 887-3421 FAX: 887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの



サタ館

阿見中央店

TEL: 840-2438

「樹里」店内に併設

家具の店

樹里

TEL: 887-3421

一般家庭用家具からオーダー家具まで

インフォメーション

お知らせ はかりの定期検査

取引または証明に使用する特定計量器は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。町においても、左記のとおり定期検査を実施しますので、必ず受検するようにしましょう。

▼期日 ①9月17日(木) ②18日(金)
▼時間 午前10時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く
▼場所 役場北口行政バス車庫
▼検査対象 左記の用途に使用するはかり

▼各種商店等(露店・行商含む)で商取引に使用▼病院・調剤薬局等の調剤用(動物病院のはかりは除く)▼農産物・水産物の売買・出荷のために使用▼事業所の受入・出荷の取引用・内容量および品質表示のために使用▼運送(宅配便)業者等が小荷物の運賃算出などに使用(宅配便取扱店を含む)▼貴金属商・釣り堀等で使用▼病院・学校・幼稚園・保育所・保健センター等の健康診断・身体検査に使用▼法令等により公共機関への報告・統計等を目的に使用

※個人が健康管理・調理のために使用するものは含みません

▼持参品 ▼手数料(1台につき520円～3000円程度)▼受検通知はがき▼はかり(分銅・おもりも必ず持参)その他 計量士による巡回検査の制度もあります。詳細は、左記にお問い合わせください

▼県計量検定所指導課 ☎029-221-2763 (社)県計量協会 ☎029-2251-7973 ▼町商工観光課 ☎888-1111 (172)

お知らせ 特設人権相談所(8月)中止のお知らせ

8月6日(木)に、町役場3階305会議室で開催を予定していましたが特設人権相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。ご理解のほどお願い申し上げます。特設人権相談以外にも左記の電話・インターネットによる相談窓口が開設していますので、ぜひご利用ください。

▼みんなの人権110番(最寄りの支局等につながります) ☎0570-0003-110
▼女性の人権ホットライン ☎0570-070810
▼子どもの人権110番 ☎0120-007110

※受付時間:それぞれ平日午前8時30分～午後5時15分

インターネット人権相談

▼https://www.jinken.go.jp/ ▼土浦人権擁護委員協議会(水戸地方事務局土浦支局内) ☎821-0792

お知らせ 個人事業税は便利な口座振替で

口座振替をご利用になると、納期限を忘れたり金融機関に行く必要がなくなりとても便利です。お申し込みは、県税事務所または、預金先の金融機関へお問い合わせいただくか、納税通知書(8月中旬ごろ発送)に同封のハガキをご利用ください。

■県土浦県税事務所管理課 ☎822-7203

お知らせ 「シルバー人材センター」入会説明会開催

▼期日 8月11日(火)
▼時間 午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合)
▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)
▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃等を希望される人、

網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

▼その他 入会説明会に参加を希望される人は事前に左記へ予約すること
■(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

お知らせ 「いばらきアマガちゃん」に利用ください

県では、感染拡大の防止を目的として「いばらきアマガちゃん」を導入しました。「いばらきアマガちゃん」は、ガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染が発生した場合に、その感染者と接触した可能性がある人に対して注意喚起の連絡をすること、感染拡大の防止を図ることを目的としたシステムです。感染拡大防止のため登録にご協力をお願いします。詳しくは左記の茨城県ホームページからご確認ください。(※店舗名が特定されたり、個人のプライバシーが漏れることはありません)

▼https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/2020koronatsuchi/20200615.html
■県産業戦略部中小企業課 ☎029-30115472

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～
7月23日(木祝) 8月1日(土)
＜オープンスクール＞ 8月2日(日)
8月22・23日(土日)部体験
午前・午後の開催となります。詳細は本校HPをご覧ください。
日程は変更される場合がございます。
※8月22・23日は部活動体験会
霞ヶ浦高等学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. http://www.kasumi.ed.jp

輝く笑顔は充実の証
7月18日(土)
＜オープンスクール＞ 8月8日(土)・8月22日(土)
9:00AMより本校にて
日程は変更される場合がございます。
本校HPでご確認ください。
※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。
霞ヶ浦高等学校附属中学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. http://www.kasumi.ed.jp/junior/



インフォメーション

町国際交流協会から

募集「気軽に街ナカ留学・プレイ ングリッシュカフェ」開催

近所の外国人と英語で話してみませんか。話してみたいけど英会話に自信がない人、町国際交流協会の英語通訳者と一緒に練習しましょう。外国人の皆さんの参加も大歓迎です。気軽に遊びにお越しください。※新型コロナウイルス感染症予防のため、当日のマスク持参・着用、体温測定、入館前の手指消毒等の徹底にご協力をお願いします。

▼期日 8月23日(日)

▼時間 午前10時～11時30分

▼場所 かすみ公民館2階会議室

▼内容 グループに分かれ、英語での自己紹介や外国人への質問を考え、練習する

▼対象 中学生以上の大人

▼募集人数 12人(定員で締切)

▼参加料 100円 ※会員無料

▼申込方法 電話で左記に申し込む(月～金曜日の午前9時～午後5時)

▼申込期間 8月19日(水)まで

町国際交流協会 ☎888-1111(292)

募集「いばらき県南若者サポートステーション」開催

「働きたい、働かねば」と思っているあなたの就職をサポートします(相談無料)。

▼期日 8月5日(水)

▼時間 午後1時～5時 ※常設のつくば本部は月～金曜日

▼場所 かすみ公民館1階会議室

▼対象 15歳から39歳の本人およびその家族

▼申込方法 電話・ファクシミリ・メールのいずれかで左記に申し込む ※要予約

いばらき県南若者サポートステーション(厚生労働省委託事業) ☎893-33380

893-33381

info@saposute-tsukubajp

募集「いばらきヘルスロードコース」募集

県では、子どもから高齢者まで安心して歩ける「いばらきヘルスロード」コースの指定を行い、健康づくりのためのウォーキングの習慣化を支援しています。

令和2年度のコース指定に向けた新たなヘルスロードコースを募集します。

▼要件 ①安全性に配慮された道である ②コース案内がなされている ③地図やコース上の目印により歩行距離がわかる

④利用できるトイレがある
⑤休憩できる場所が近辺にある
⑥所々に車いすがすれ違える道幅がある

▼申込期間 8月17日(月)まで

▼申込方法 所定の申込用紙

(県健康・地域ケア推進課ホームページ) <http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chiki/kenko/healthroad.html> からダウンロードできます(必要事項を記入して町健康づくり課(総合保健福祉会館内)に申し込む)

▼その他 ヘルスロードに指定された場合は、コース名称に推薦者の名前が付記されます

▼町健康づくり課(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎888-2940

県健康・地域ケア推進課 ☎029-3001-3229

※土・日・祝日を除く

代外 県立歴史館企画展 「戦争と茨城」開催

戦後、半世紀以上史料の収集・保管に努めてきた茨城郷土部隊史料保存会の貴重な資料を中心に、明治以降日本が経験してきた近代戦争約70年の歴史を紹介いたします(同時開催:体験プログラム昔のくらし)。

▼期日 7月18日(土)～9月22日(火) ※月曜日休館(祝日の場合はその翌日休館)

茨城県立歴史館(水戸市緑町)

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。

▼日時 8月4日(火)～6日(木)、18日(火)～20日(木)、25日(火)～27日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-11211 (3424)

代外 「司法書士の日記念、相続無料電話相談会」開催

▼期日 8月3日(月)

▼時間 午前10時～午後3時

▼内容 相続登記・遺産分割協議など相続に関するご相談

▼電話番号 ☎029-2121-4500 ☎029-2121-4515

茨城司法書士会 ☎029-225-0111

茨城セキスイハイム

〈広告欄〉

茨城セキスイハイム 本郷展示場オープン!

本郷展示場

阿見きらり保育園 朝日中学校

〇お問い合わせは…ひたち野うしく展示場 〒300-1207 牛久市ひたち野東5-21-1 うしく住宅展示場内

TEL.029-878-2850 [営業時間10:00～18:30 定休日:火曜・水曜]

お電話またはWEBよりご予約の上、ご来場いただいた方にもなく

3,000円分のQUOカードプレゼント!

WEBでのご予約は こちらから

QRコード

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 郵便局 コンビニ

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹

TEL 029-804-0382 E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp (平日 午前9:00～午後6:00)

・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

■龍ヶ崎地方衛生組合の財政（令和2年3月31日現在）・ 令和元年度下半期（10月～3月）の財政事情書

龍ヶ崎地方衛生組合は、阿見町・龍ヶ崎市・取手市・稲敷市・牛久市・利根町・河内町・美浦村の8市町村で構成する一部事務組合であり、構成市町村から搬入される浄化槽汚泥等の処理を行っています。

地方自治法243条の3第1項および龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成および公表に関する条例の定めにより財政事情を公表します。

▼令和元年度一般会計の執行状況

歳入			歳出		
項 目	予算額(千円)	収入済額(千円)	項 目	予算額(千円)	支出済額(千円)
分賦金および負担金	422,679	406,909	議会費	2,796	2,298
使用料および手数料	24,703	22,404	総務費	154,138	146,167
国庫支出金	16,600	0	衛生費	430,683	339,600
財産収入	206	210	公債費	92,909	92,909
繰入金	206,858	206,858	予備費	2,000	0
繰越金	11,402	11,402			
諸収入	78	79			
合 計	682,526	647,862	合 計	682,526	580,974
収入率(%)	94.92		支出率(%)	85.12	

▼令和2年度一般会計当初予算の状況

歳入			歳出		
項 目	予算額(千円)	割合(%)	項 目	予算額(千円)	割合(%)
分賦金および負担金	1,119,135	55.52	議会費	4,277	0.21
使用料および手数料	25,095	1.24	総務費	153,208	7.60
国庫支出金	764,890	37.94	衛生費	1,829,616	90.76
財産収入	131	0.01	公債費	26,756	1.33
繰入金	96,029	4.76	予備費	2,000	0.10
繰越金	10,500	0.52			
諸収入	77	0.01			
合 計	2,015,857	100.0	合 計	2,015,857	100.0

▼組合所有財産の状況…▼土地:32,812㎡ ▼建物:8,257㎡ ▼車両:5台 ▼基金積立金:292,976千円

▼組合債現在高の状況…▼一般廃棄物処理事業債:26,398千円

■龍ヶ崎地方衛生組合総務課

☎ 0297-64-1144 ■ 0297-64-1145 ■ ryu-1144@muse.ocn.ne.jp

〈広告欄〉

認定こども園

阿見みどり幼稚園



★**入園説明会**のご案内★

9月11日(金) 10:30~12:00

・対象園児 ・3年保育(2017.4.2~2018.4.1生)

・満3歳児(2018.4.2~2019.4.1生)



日程等に変更が出ることもありますのでHPもご覧いただくようお願い致します。

皆様のお越しをお待ちしております。尚、当日ご都合の悪い方はご連絡下されば募集要項をお送りします。

★終了後自由にご見学下さい。★上履きをご持参下さい。★お問い合わせ先 阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記二次元
コードを読み取り、専用サイトに
アクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

行政相談

日 時 8月6日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談に
て要予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・
定例相談等のテレホンサー
ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,817人 (+ 48) ▽7月1日現在
- 男 性 23,725人 (+ 32) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,092人 (+ 16) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,151世帯 (+ 42) ▽総務課調べ

8月の納税等

町・県民税(2期)
国民健康保険税(2期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(2期)
納期限 8月31日(月)

9月の納税等

国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(3期)
介護保険料(3期)
納期限 9月30日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 6月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	119件(655)
出場件数 164件(970)	交通事故	17件(82)
	一般負傷	14件(127)
	その他	14件(106)
	合 計	164件(970)

※救急車の適正な利用を
お願いします

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店